

香川県報



第 91 号

平成 17 年

11月18日(金曜日)

告 示

- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出

九

（○印は、県法規集掲載事項） ページ

目 次

告 示

○ 香川県議会定例会の招集

（政 策 課）

一

● 香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準

（土 木 監 理 課）

（道 路 保 全 課）

（ ” ” ）

（建 築 課）

二

○ 道路の供用開始

○ 道路の区域変更

○ 道路の位置指定

公 告

○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

○ 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告

○ 争議行為を行う旨の通知

○ 土地改良事業の適否決定（三件）

○ 土地改良事業の認可（三件）

○ 土地改良区の役員退任の届出（三件）

○ 土地改良事業の工事完了の届出

○ 県営農村振興総合整備事業に係る不換地指定

○ 県営土地改良事業計画の決定

○ 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

選挙管理委員会告示

○ 政治資金規正法の規定による政治団体の届出

○ 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出

（農 村 整 備 課）

（ ” ” ）

（ ” ” ）

（ ” ” ）

七

八

● 香川県告示第六百九十九号

平成十七年十一月二十五日午前十時香川県議会定例会を高松市番町五丁目香川県議会事堂に招集する。

平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

● 香川県告示第七百号

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準を次のように定める。
平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準（昭和五十五年香川県告示第四百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

三 資格審査の申請に係る建設工事の種類が別表第一に掲げるものであるときは、前号

の経営事項審査における当該建設工事の種類に係る平均完成工事高が同表に掲げる金額である者

第五条第一項中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第二項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第二を別表第三とし、別表第一を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第二条関係）

建設工事の種類		平均完成工事高
土木一式工事	建築一式工事	五百万円以上
水道施設工事	電気工事	
	管工事	
	ほ装工事	

とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事
 防水工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建
 具工事 零円超

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成十七年十一月二十一日から施行する。
 (経過措置)

2 改正後の香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の規定は、平成十八年度の建設
 工事に係る指名競争入札参加者の資格審査から適用し、平成十七年度の建設工事に係る
 指名競争入札参加者の資格審査については、なお従前の例による。

3 平成十八年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査の申請に係る建設工事
 の種類が水道施設工事である場合における改正後の第二条第二項第三号の平均完成工事
 高については、当該水道施設工事に係る平均完成工事高に、その者の同項第二号の経営
 事項審査における土木一式工事に係る平均完成工事高を加えた金額とする。

●香川県告示第七百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路
 の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十一月十八日から同年
 十二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(一般)
- 二 路 線 名 炭所西善通寺線(百九十九号)
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡満濃町大字吉野字生稲一〇八番一 五地先から	五・六	四七二	平成十五年 香川県告示 第三百十四

仲多度郡満濃町大字吉野字生稲三〇番二七
 地先まで

一六・〇

号で変更し
た区域の一
部

四 供用開始の期日 平成十七年十一月十八日

●香川県告示第七百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次
 のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十一月十八日から同年
 十二月九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道(主要地方道)
- 二 路 線 名 観音寺池田線(五号)
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	後	前		
三豊郡山本町大字財田西字松ノ木 二四〇番三地先から	一・〇	七・〇	三四	交差点改良 工事に伴う 現道拡幅
三豊郡山本町大字財田西字松ノ木 二二九番一地先まで	二・〇	九・〇	三四	

●香川県告示第七百三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道
 路の位置を次のように指定した。

平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 中土指道 第十三号

- 二 指定年月日 平成十七年十一月八日
 - 三 指定道路の位置 丸亀市垂水町字広坪三三六一―三及び同地先水路
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル
延長 二五・五四メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧にする。

公 告

●香川県公告第六百三十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年十二月三十一日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申請のあった年月日
平成十七年十月三十一日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人香川のみどりを育む会
川西 玉夫
高松市前田西町五八七番地一
 - 三 定款に記載された目的
この法人は、地域社会に対して、緑の育成と環境保全に関する事業を行い、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。
- 香川県公告第六百三十五号
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。
- 平成十八年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十七年香川県公告第四百二十号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
プリティショップ八奈香 丸亀市綾歌町岡田下三一〇番地一
- 三 法第八条第一項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要
意見なし
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年十一月十八日（金曜日）から同年十二月十九日（月曜日）まで

●香川県公告第六百三十六号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、高松赤十字病院労働組合執行委員長奥映子から次のとおり争議行為を行う旨、平成十七年十一月九日通知があった。

平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 事 件
平成十七年秋年末要求の完全獲得を目的とする本組合とその相手方である高松赤十字病院並びに日本赤十字社に対する争議
- 二 日 時
平成十七年十一月二十日午前零時以降要求貫徹に至るまでの期間
- 三 場 所
香川県高松市番町四丁目一番三号
高松赤十字病院の構内又は職場
- 四 争議行為の概要

前記場所における全体的あるいは部分的、連続的あるいは断続的にすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の為の一切の争議を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び入院中の重傷患者のための保安の必要がある場合は、保安要員若干名を除く。

●香川県公告第六百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、観音寺市木之郷町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）（百々地区））を行うことについて平成十七年十一月二日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成十七年十一月二十五日から同年十二月十五日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十一月七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十一月二十五日から同年十二月十五日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 水門地区	坂出市環境経済部 農林水産課
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 新下地区	豊中町経済課

〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 六の坪地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業） 寺家地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 奥池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 一丁地股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 官徒地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業） 白池川地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業） 普入地区	〃

●香川県公告第六百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十一月七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年十一月二十五日から同年十二月十五日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
豊中町	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 七尾地区	豊中町経済課
〃	単独県費補助土地改良事業（農道新設事業） 国繁地区	〃

●香川県公告第六百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十一月一日認可した。

平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業辻尾池地区
〃	単独県費補助土地改良事業新池地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業新田中地区
〃	単独県費補助土地改良事業北堀江地区
〃	単独県費補助土地改良事業友久地区
木田郡庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業坊の奥下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業庵治大池地区
〃	単独県費補助土地改良事業本樋筋水路地区
〃	単独県費補助土地改良事業西表水路地区
〃	香川用水非受益地域用水確保事業竹原池地区
〃	香川用水非受益地域用水確保事業坊の奥下池地区

●香川県公告第六百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、平岡新開共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業角池地区）を行うことについて平成十七年十一月四日認可した。

平成十七年十一月十八日

●香川県公告第六百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十一月四日認可した。

平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業三郎池幹線二号地区
〃	単独県費補助土地改良事業由良地区
〃	単独県費補助土地改良事業八丁替地区
香川県内場池土地改良区	単独県費補助土地改良事業上流幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業鮎滝地区
高松市鶴尾土地改良区	単独県費補助土地改良事業六条地区

●香川県公告第六百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十一月四日同意した。

平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市名	土地改良事業名
東かがわ市	単独県費補助土地改良事業安戸地区
〃	単独県費補助土地改良事業天王地区

単独県費補助土地改良事業西村地区

●香川県公告第六百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、豊稔池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。
平成十七年十一月十八日

役員の種類 氏名 住 所 香川県知事 真 鍋 武 紀
退任年月日

●香川県公告第六百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、高松市東植田土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。
平成十七年十一月十八日

役員の種類 氏名 住 所 香川県知事 真 鍋 武 紀
退任年月日

●香川県公告第六百四十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、四箇池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。
平成十七年十一月十八日

役員の種類 氏名 住 所 香川県知事 真 鍋 武 紀
退任年月日

●香川県公告第六百四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
仁尾町	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	古江地区	平成一六、九、三〇
〃	単独県費補助土地改良事業 (畑かん改修事業)	仁尾地区	平成一七、九、一五

●香川県公告第六百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営農村振興総合整備事業(田園居住空間整備)牛川地区(第六工区)において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。
平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

従前の土地の表示

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
綾歌郡綾上町大字牛川字大塚	三五六一二	田	田	九四九平方メートル
〃	三九三一	〃	〃	一、〇二三平方メートル
〃	三七四一	〃	〃	八二二平方メートル
〃	三七七一	〃	〃	四六六平方メートル
〃	三五六一	〃	〃	二、二七七平方メートル
〃	五三七	〃	〃	六八〇平方メートル

〃	〃	字野岡	一三九一〇	〃	〃	三五六平方メートル
〃	〃	字泉谷	六五七一	〃	〃	八六三平方メートル

●香川県公告第六百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営綾歌中部地区農村振興総合整備事業（ほ場整備事業）五反地地区）計画を平成十七年十一月九日定めた。

その関係書類を丸亀市土地改良課において平成十七年十一月二十四日から同年十二月十三日まで縦覧に供する。

平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第一項の規定によりさぬき市志度正面土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年十一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 土地区画整理組合の名称及び事務所の所在地

さぬき市志度正面土地区画整理組合

さぬき市志度六三九番地一

二 設立認可の年月日

平成十七年十月二十一日

三 理事の氏名及び住所

氏名 住所

砂川 徳治郎 香川県さぬき市志度七八一番地

藤原 宮吉 徳島県板野郡北島町高房字堤下一番地七

高尾 美紀 香川県木田郡三木町大字井上一三七番地二

藤井 晴子 香川県さぬき市志度六三九番地一

砂川 アサ子 香川県さぬき市志度七八一番地

四 理事の就任年月日

平成十七年十月二十四日

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十七年十一月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 一以上の市町村又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党の名称 自由民主党本部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党香川県第一支部	藤本 孝雄	藤本 慎一	高松市瓦町二一七一二

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大西敏典後援会	大西 敏典	松原 幹治	三豊郡高瀬町大字上勝間三三四三
大平直昭後援会	合田久仁男	合田 行伸	観音寺市豊浜町和田丙二三一三
甲野泰男後援会	甲野 泰男	甲野 泰男	三豊郡財田町財田上八八八―四
市民がつくる政策の会	竹内 務	岩部 達雄	高松市中野町二四―一三

市民マニフェスト研究会	寺下 佳邦	岩部 達雄	高松市中野町二四―一三
たかまつ21世紀の会	山本 良隆	東 敏雄	高松市天神前五―二二
宝城明後援会	藤田 晃	倉田 幸夫	三豊郡三野町大字大見甲二八七 七
碓石眞己後援会	松原 定男	田中 雅信	綾歌郡綾上町扮所東二〇五五― 一
富田道教後援会	富田 道教	富田 靖子	香川郡香川町大字大野一―五二
真鍋勝後援会	真鍋 満	岩本 正人	三豊郡三野町大字下高瀬六五三― 五
山本よしたか後援会	大西 邦美	大西 邦美	木田郡牟礼町牟礼三三三〇
雄志会	玉木雄一郎	玉木 幸恵	さぬき市寒川町神前二九三三― 一

●香川県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年十一月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党太田支部	主たる事務所の所在地	高松市太田上町九七 六―九	高松市太田上町一〇 八二
代表者の氏名	大塚 寛	東原 清	

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
岡田好平後援会	代表者の氏名	大森 茂	關 昌弘
香川県中小企業政策推進協議会	会計責任者の氏名	小橋 照彦	藪内 敏裕
子どもの笑顔応援団	主たる事務所の所在地	高松市御厩町二一八 四	高松市香西町七
たまき雄一郎後援会	代表者の氏名	佐々木安徳	松見 哲雄
前川和昭後援会	主たる事務所の所在地	さぬき市寒川町石田 西二〇四七―一	さぬき市寒川町神前 二九三三―一
	主たる事務所の所在地	三豊郡高瀬町大字下 勝間二一五八―一	三豊郡高瀬町大字羽 方八一―二
	代表者の氏名	松野 岩雄	増田 稔

●香川県選挙管理委員会告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年十一月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 政党の支部

政治団体の名称

民主党香川県第3区総支部

二 その他の政治団体

政治団体の名称

市原武後援会

大橋良男後援会

三木ゆうじろう後援会

●香川県選挙管理委員会告示第百二二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十七年十一月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
玉木雄一郎	衆議院議員	雄志会	さぬき市寒川町神前二九三三—一	玉木雄一郎
寺下 佳邦	高松市議会議員	市民マニフェスト研究会	高松市中野町二四—一三	寺下 佳邦
山本 良隆	高松市議会議員	たかまつ21世紀の会	高松市天神前五—二二	山本 良隆

●香川県選挙管理委員会告示第百三三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年十一月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容
井下 尊義	観音寺市議会議員	井下たかよし後援会	公職の種類	新 旧
			観音寺市議会議員	
			県議会議員	

平成十七年十一月十八日印刷発行

印刷発行所
香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています